

金融商品取引法下の証券取引等監視委員会の活動

内 藤 純 一

はじめに

ただいま御紹介いただきました内藤でございます。

本日、こういう形で私どもの業務についてお話をする機会を与えていただきましたことを感謝申し上げます。日ごろから、証券界に携わる皆様方と私どもはいろんな形での接点があるかと思えます。

金融商品取引法は昨年の九月に施行されまし

て、監視委員会もさまざまな問題に直面しながら、実感を申し上げると、紆余曲折、いろんな問題も抱えながら、一つ一つの事案を何とかこなしているという実感で日々の仕事に当たっているといるところでございます。

監視委員会が証券の市場の問題について非常に積極的といいますが、かなり強引に問題に取り組んでいるということが新聞・雑誌の記事などで書かれていますね。特に去年の夏に、佐渡委員長を迎えました。私どもの委員会は、委員長と委員二人の三人の体制がございます。その下に事務局と

いうものが位置づけられまして、その事務局がさまざまな調査をし、検査をし、その結果を委員会に報告をして、最終的に委員会で決定をするという仕組みになっております。

委員長は、檢察関係、特に特捜関係で証券事案を長年やってこられたという経験もあるものですから、かなり豪腕な委員長が来られて、非常に強引に監視委員会の活動を進めているという趣旨の記事がありますけれども、実態は、長年の監視委員会の経緯、平成四年から始まりますけれども、その中で、特に最近この三年程度でしょうか、制度的な変更とか調査能力の向上、人の拡充など、さまざまな変革を踏まえて、結果として、今ようやく実を結んできたのかなというところもあるのではないかと思います。

やはり世の中の要請といいますが、監視委員会の機能もどんどん制度的に充実をしてきている。

それから、マーケットの安心・安全といいますが、透明性の高いマーケットをつくる必要がある。それが日本のマーケットの競争力に、短期的にはいろいろ問題があるかもしれませんが、中でも、中長期的には必ずこれがつながってくる、そういう信念が実を結んできているのかなと考えております。

今日は時間も限られていますので、私どもの活動を網羅的にお話するというのもよろしいんですけども、網羅的に薄く広くお話しても、今日の皆様方は証券業務についてかなり専門家の方が多くいらっしゃっていると思いますので、オーソドックスな話をやや脱線しつつお話をしようかなと思います。

一、監視委員会活動の多様化、 多角化

最初に、このレジюмеでござんいただくと（文末レジюме一ページ参照）、「監視委員会の活動の多様化、多角化」と書いてあります。これはお話しするまでもないことかもしれませんが、資料を一枚めくっていただいて一ページをござんいただくと（文末資料一ページ参照）、監視委員会の機能強化というのがございます。従来からあった監視委員会、平成四年スタート時点の監視委員会の仕事がこの白い部分であったわけです。

グレーの部分が、一七年からつけ加えられた。ですから、証券会社を中心ですけれども、業者に対する検査も、財務の健全性、投資顧問業、投信会社、そういったものに対する検査もこの段階か

らつけ加わった。

課徴金が制度化されたのも、この一七年です。

それから、開示検査。今まで開示、ディスクロージャーの虚偽記載というものについては、もちろん制度的には整備されておったんですけれども、実際には積極的にこれを検査するという態勢には必ずしもございせん、何か問題が表面化したときに、いわば事後的に、受け身的にフォローして対応してきた。こういう形でやっておりました。それを、この開示検査の専担をする担当部署を設けて、それで積極的に開示検査を行って、虚偽記載の問題について、それを明らかにし、問題を是正していくという体制になったわけです。

さらに、昨年の金融商品取引法の施行でつけ加わった部分がこの黒い部分になります。ござんいただくように、業者に対する検査につきまして

は、さまざまな投資のファンドというものが今非常にふえています。例えば、現状で投資ファンドの集団投資スキームと呼ばれています、これを運営する業者なんですから、登録業者が二〇程度です。ただ、申請中という人たちが八〇以上ぐらいございます。それから、届け出というプロ向けの投資ファンドを運営するファンドマネージャー、これが約四〇〇〇ございます。その四〇〇〇という数が既に現在届け出を行っている。今後、これらが私どもの検査の対象になってまいります。そういう形になりました。

それから、課徴金の調査につきましては、調査対象の範囲が拡大をする。特に四半期の報告書といたったものが、本年四月にスタートする会計年度から入ってまいりますので、それについてもこの対象になってくる、こういうことになります。

当然ながら、開示検査につきましても、同様の

四半期報告書が対象になるわけです。

現在、金融商品取引法の改正法案を国会に提出をしております、今の予定ですと、今週中ぐらいに可決あるいは成立するということになるのかなと思われましても、この法律が施行されますと、課徴金というものの金額が一層大きくなります。実質的には恐らく二倍程度になってまいります。インサイダーの不当利得、不正利得というのが、過去の事例を計算しますと、過去の例えばインサイダーの計算の仕方では、重要事実の公表前に株を買ってその後売るという場合、課徴金は、買った金額と公表した翌日の終り値の差額でもって計算されるわけです。その差額を利得とみなすわけです。

ところが、実際の利得というものを計算いたしますと、この金額の二倍から、場合によっては五倍以上というものがございます。したがって、現

行の公式では不当利得を、一〇〇%召し上げると
いうか吸い上げる形にはなっていないということ
で、この計算方法を変える。公表後二週間以内の
最高値でもってその値段を計算するという形とし
ますので、実質的には現状の二倍という形になり
まして、平均をいたしますと、過去の利得額はほ
ぼ全部召し上げるといふ形の制度改革に落ち着い
たわけです。

以上が機能の強化で、私は、二年前に今のポジ
ションにつきましたして仕事をやってまいりましたけ
れども、やはり一番大きな変化は、課徴金制度の
導入と思っております。これは平成一七年の変化
です。それ以前は、監視委員会の機能は大きく分
けて証券会社等の業者に対する検査と、犯則事件
の調査、こういう二つの機能でしかなかったわけ
です。

例えば、インサイダー事件を考えたとき、金額

が非常に小さい案件であるとか、悪質性に乏し
い、偶然そういうことでやってしまった、調べて
もなかなか故意性を立証するだけの証拠が集まら
ないという場合、犯則というもので告発すること
は断念せざるを得なかったわけです。断念するこ
うことは、要するに案件として捨てざるを得な
かったということです。

課徴金制度が入ったことによって、そういった
ものをいわばきちっと取り上げていける、そうい
う体制になったということです。課徴金制度の場
合には、必ずしも犯則としての立件のための立証
の要請といいますか、故意性の立証が相当程度緩
和されているという認識をもち、制度運営をして
いるところです。

法律の書き方も、犯則の場合には、告発するこ
とができるということで、その告発については当
然ながら補充性とか謙抑性という大原則がござい

まして、他の諸制度で対応できる場合には、いきなり刑事罰によるべきではないということなのです。

他方、課徴金制度の場合には、かくかくしかじかの要件を満たした場合には、当局はこれについて課徴金の納付を命じなければならないと、できるだけ裁量というものを絞り込んだ規定になっておりまして、課徴金制度の特色といえますか、性質からくる規定になっております。

そういうことで、検査からくる行政処分と犯則で告発をしていくという、武器で例えれば一方が小銃、一方が大砲という二つの道具しか以前の私どもにはなかったわけですけども、一七年以降は機関銃がつけ加わって、柔軟な市街戦が可能になってきたという状況にございます。

広く世界の状況を見ますと、アメリカのマーケット、イギリスのマーケット、それぞれの監視

当局が管轄しているわけですけども、多くの事件について課徴金制度で対応しているというのが実態です。イギリスにおいては、そもそも刑事事案として告発をしたという案件は、長らく一件しかない。UK FSAが告発した案件は一件しかございません。今年に入ってからようやくインサイダー事件でもう一件つけ加わったというのが実態です。一方、アメリカの場合には、刑事事件としての案件を、司法省あるいはFBIが捜査をし立件していくことになりますが、SECが行っておりますのはすべて課徴金の賦課決定という形での行政手段をとって、彼らはこれを中軸の業務として活動をしているということです。従って、SECでは我が監視委のような犯則事件調査は行っていないのです。

ですから、我が監視委員会は、人数はアメリカのSECよりはるかに少ないんですけれども、実

はアメリカのSECよりも広いことをやっております。行政検査もやる、課徴金の調査も加わった、それから犯則も調査をして、これを司法当局に告発をしていくということで、極めて広い分野をやるという形になっているのが現状です。

二、新体制の下での基本的考え方

次に、二ページをごらんいただくと（文末資料二ページ参照）、これはご承知の方も多いかと思えます。昨年七月に、私どもの新しい委員長、委員の体制ができました。これは委員長、委員の任期が三年でございますので、三年に一回は監視委員会の体制についてのポリシーステートメントといったものを発表するというをやっております。昨年九月五日に発表したものがこれでございます。

タイトルは、「公正な市場の確立に向けて『市場の番人』としての今後の取り組み」です。細かくは後でごらんいただければ、極めて当たり前のこと書いてあるものとお考えになると思いますが、この中で基本的な考え方、(1)が、機動性・戦略性の高い市場監視の実現。(2)が、市場規律の強化に向けた働きかけ。この二本柱で私どもこれから取り組んでいこうと決意をしたわけでございます。

従来と今回の違いという点だけを申し上げますと、従来は、基本的にはこの(1)の柱だけでございました。市場監視をきちつとやっていく、事後チェックの行政をきちつとやっていくというのが従来の考え方であったわけです。

それに加えて、二つ目の柱、市場規律の強化に向けた働きかけ、これを行っていくのが今回の新しさであると申し上げたいと思います。といいま

すのは、私どもの問題意識は、今、市場の取引がどんどん拡大をして、かつ複雑化をしてきております。一方で、市場の規制の緩和がどんどん進んできていると考えておりますし、また市場のグローバル化といいますか、海外の投資家が日本のマーケットに直接取引をしていく。あるいは日本の資金が向こうへ出ていく。こういう双方向のグローバル化が進んでおる中で、問題の摘発型というだけではなかなかうまく回らない。私どもの行政が回らないというかなりシリアスな問題意識を持っておりまして、事後チェックを強調するだけではうまくいかない。むしろその事後チェックで明らかになってきた問題を整理して、これを、一つはルールメークに反映をさせていくとか、自主規制機関との連携を図りながら自主規制機関の対応を考えてもらう。あるいはそれぞれの意見交換を図っていく、連携を強化していく。

その中で、市場の関係者、これは非常に広範な人たちがいるわけです。私ども当局、自主規制機関、取引所、そういった人たちがおりますけれども、一般の投資家のほか、機関投資家、ヘッジファンド、証券会社、その他いろんな業者、金融機関がありまして、それからまた、財務諸表を作成し監査をする公認会計士、監査法人、アナリスト等々さまざまな関係者で成り立っているのがマーケットだと思えます。そういうマーケットの中で問題が明らかになってきたときに、必ずしも、ある問題が、特定の例えば業者、特定の投資家の固有の問題だけではなくて、ある程度市場参加者に共通する問題があるのではないか。

例えば、新興市場における共通する問題であるとか監査法人に共通する問題、上場企業に共通する問題、新興企業に共通する問題、そういったさまざまな問題が横割的にあるはずだろうから、そ

ういった問題意識を持ちながら、日々の仕事を進めて、それを何がしか関係すべき組織と連携を深めていく、意見をぶつける、あるいはルールメーカーのための検討をお願いをする、あるいは我々金融庁の中でも、当然金融庁と監視委員会の連携をより一層強化をしていく必要があるだろうという問題意識も込めて入れたのが(2)でございます。

もう少し具体的なことは後で申し上げたいと思います。

三、インサイダー取引事件及び 開示にかかる虚偽記載事件の 最近の傾向

(1) インサイダー取引事件

2のインサイダー取引事件、開示に係る虚偽記載（文末レジュメページ参照）。最近いろいろ

明らかになってきておりまして、それを少し申し上げたいと思います。これは四ページをございただくと（文末資料四ページ参照）、最近のインサイダー取引についての勧告・告発の案件を整理したものを表にいたしました。必ずしもこれだけじゃございませんで、ほかにもいろいろあります。特に最近話題になった、情報のアクセスが非常に有利な立場にある人たちがインサイダー取引をやったという事件がこれです。

例えば、課徴金事案の1は、平成二〇年の一月なんです、これは宝印刷の社員から情報の提供を受けて、それでインサイダーをやった。宝印刷というのは有価証券報告書等の証券関係の印刷会社ですから、当然事前に情報が入ってくる。そういうところから情報を入手してやった、こういうことです。

2も、同じような案件です。

3、4、5が、御存じのNHKの職員の案件です。

6が、新日本監査法人の所属でありました公認会計士が監査先の情報を手入して、それでインサイダーをやった、こういう事案です。

下が告発事案でございまして、1が、日経新聞社の社員が行ったインサイダーです。

2が、これも印刷会社でプロネクサスという会社です。

3が、宝印刷の事案で、これは告発に回った案件です。

4が、御承知の野村証券の最近の事案ということになっております。

こういった事案を見ますと、やはり組織に属して、非常に優越的に情報を入手し得る、そういう人たちですから、余計自己規律といえますか、そういうものが求められるわけですけども、そ

れが十分ではなかった。後でまた申し上げますが、我々が扱っている事案も、幾つか性質に分けようと思えると、少し区分ができるんじゃないかと思うんです。

これらの案件は、組織あるいは大企業に勤めているサラリーマンが、少し出来心というのがありますし、このの中では、信用取引をやっていたとか、そういう少し悪質だというレベル感では違う。あるいはみずからの立つ位置がかなり重要な位置にある、情報がどんどん入ってくる、ですから、当然ながら公的な責任をもっと考えてもらわなきゃいかぬ。ところが、その責任意識が希薄であつたという問題がございます。

こういう事案が起きて、私どもも発表していくわけで、今年の三月にその事案を発表したときに、異例だったんですけども、私も記者会見場に向かいました。といいますのは、こういう事案

をこうこういう形で私どもとしては摘発をした、説明ができたので課徴金を科す、あるいは告発をする、これが通常の手続になるんですけれども、余りにこういう事案が続いてきたものですから、私どもとして訴えたい一つのポイントとして、再発防止のためにそれぞれの会社が社内管理规定、社内ルールを見直して厳格化をしていくとか、それぞれの社員に対する啓蒙活動、教育活動、研修を強化する、これは当然それぞれの組織において既にやっておられるところもありますし、今後またこれを強化していくのは当然の大きな流れだろうと思います。

もう一つ訴えたかったのが、私があえて話をした理由なんです。要は、この人たちは、大体が、まあこの程度であれば見つからないだろうという思いが結構強いんです。それでやってしまったというのがあつて、その点について、私どもが申し

上げたいのは、この取引は、私どもが日々かなり監視をしていますよ、その点を一般の国民の皆様方も含めて投資家の皆さん方にわかってもらいたい。もちろん、私どもと取引所ともいろんな情報交換もしております。証券会社の方々とも情報交換をしております。もちろん完璧ということはありませんいわけで、調査をしてもなかなか実態がつかめないというところもありますけれども、相当程度は見えてくるというのも事実なんです。

インサイダーの場合には、重要事実というのがある程度はつきりしているわけですから、重要事実の前に非常に不自然な株価の動きがある、あるいは非常に不自然な売買の取引、売買高が急増する、急減する、こういう動きがあると、これは何かあるだろうなと担当者は思うわけです。その中から、じゃ、取引をしている者はどういう人なんだろうというところを調査能力の限界まで振り

絞つて、それを突きとめていく。これは非常に難しい場合もありますけれども、それがある程度把握できると、その次に、もう一つの構成要件である重要事実をその人がどういうルートで知り得たか、その説明、それはもう一段難しい作業になるわけですが、いろんな口座の流れとかさまざまな銀行の資金の流れ、こういったことを把握しながら担当者は突きとめていくという形になります。

先ほど申し上げたように、かなり大きな案件でないと、三年前ぐらいは犯則で対応できるような案件でないと取り上げることも難しかったというのが実態なんです。課徴金制度が入ったことによつて、そのあたりの弾力性が出てきたということとも実態なので、そんなことを記者の皆さん方を通じて、少し認識をしていただいたほうがいいかなと思つたんです。

大企業のサラリーマンの方が安易にインサイダー取引をやつてしまうということは、こういう事例が、実態がそういうふうに示していますけれども、課徴金だけの問題じゃなくて、大企業の社員として働いてこられた中で、非常に厳しい処分を会社から受けざるを得ない、こういう形になるわけで、その問題のほうにはるかに大きな問題があるのかもしれませんが。ですから、そういう意味を含めて、ある種の抑止的な意味も込めて、そのときはそういうふうに申し上げたということであります。

(2) 開示にかかる虚偽記載事件

次の五ページをごらんいただく（文末資料五ページ参照）、最近の開示書類の虚偽記載の勧告案件。これはすべて課徴金の対象案件として少し大きな案件を並べてみました。

一八年一二月にTTGという案件。これはジャスダックの上場会社ですけれども、これの虚偽記載。右側に課徴金額があります。ごらんいただくような金額が入っています。

日興コーディアルグループ。これが現在の最高金額の事案です。

ごらんいただくようなこういう事案がござい
す。

「違反行為の態様」というのをごらんいただくと、売り上げを拡大した、売り上げの水増し、過大計上あるいは売り上げ原価の圧縮、それから在庫の水増し、そういった形で期間損益を動かす。あるいは架空の売り上げを計上する。あるいは循環取引的な取引で利益を膨らます。そういう口で行われています。

すべてとはいいませんけれども、こういう会社のかかなり共通している面がございます。会社の中

のガバナンスの問題が大きな問題だろうと思います。チェック機能が働かない。公認会計士の監査も十分徹底しない、十分監査が行われていない。あるいは公認会計士の監査自体が、会社が組織ぐるみでカモフラージュをして全く実態を把握できなかったという悪質な事案もございますけれども、監査も十分に行われていない。

それから、例えば各取引所で決算発表するときには、必ず今期の業績予想を発表いたしますね。新興企業の場合は、かなりの割合の企業は、野心的といえますか積極的な業績予想を発表する。その業績予想にいわば自縄自縛といえますか、縛られてしまう企業もありまして、下方修正をする、それが問題だという指摘もあるんですけれども、もっと問題な企業は、それを粉飾によって続けていく。粉飾が粉飾という形になってまいりますので、年々粉飾の金額が膨らんでいかざるを得ない

という実態で、最終的にそういう試みは破綻をいたしますので、それがこういう形で粉飾の実態が明らかになってくる。

そういうことで、社長が、売り上げを伸ばせ、利益を出せという形で部下を叱咤して、こんな業績予想ではだめだ、もつと大きくしなきゃいかぬということで作る。そうすると、取締役、部長以下が、じゃ、わかりましたという形で業績予想を出すわけですけども、それを下方修正せざるを得ないことになるのととても上には上げられないということ、粉飾をしたり、また、下方修正するにしても、幾分緩和した形で下方修正をするとか、いずれも会社の中でのチェックが働かないということ、結果としてこういう勧告に至ったという事案が非常に多いと思います。

これは日本の上場企業の一種の特性といえますか、そういったものの一端を明らかにしているの

ではないかなと思っておりまして、上場企業の皆さん方には、私どもも今後も、こういう問題意識というものを積極的に訴えていき、公開企業はどいう存在であるのか。非公開の企業であれば、これは銀行と会社との関係ということにほぼ絞られてくるんでしょうけれども、公開企業、マーケットで資金を調達する、あるいはマーケットで情報開示をしていく、そこで規律づけをしていくというのが公開企業の基本的な役割、責任になるわけですから、その責任をきちっと自覚をしてもらうということが非常に重要だと思っておりまして、こういう事案が出るたびにそういう訴えを繰り返しているということです。

四、市場における不正取引をどう見るか

―点から線、線から面へのアプローチの進化

(1) 平成一九事務年度の告発状況

次に六ページをあらういただいて（文末資料六ページ参照）、さらに最近の私どもの問題意識を申し上げたいと思います。これは一九年一〇月に告発をしたオーイー・システム・プラザ以降の事案について少し並べてみました。

大盛工業の事件。これは風説の流布で告発した案件。

南野建設。これも相場操縦。

オー・エイチ・ティー。これも相場操縦。

ケイエス冷凍食品。これは相場操縦。丸八証券の関与する事案です。

それから、アイ・シー・エフ。

ポッカコーポレーション他四件、これは先ほども申し上げましたけれども、宝印刷の社員による情報に基づいたインサイダー。

それから、今回の野村の事案が最後の案件です。

特に、この中でも幾つか典型例があるんです。私ども従来は、非常に悪質な事案についても、インサイダーの場合には、繰り返し繰り返し多数の銘柄についてインサイダーをやっている事案、あるいは金額が非常に大きい、こういうものを悪質だと考えておりました。相場操縦という事件はかなり悪質な範疇に入ってくる、そういう事案として考えておったんですけれども、最近、調査の深度を深めてまいりますと、例えば上場企業が被害者で、外にいる投資集団が加害者で、それが会社にはアタックをかけて相場操縦をやる、あるいはイ

ンサイダー事件を引き起こすという形で株価をゆがめて、それで利得を得るという形で、問題があるのは投資集団であって、上場企業は被害者であるという構図であった、そういう理解がこれまでまだまだ主流であつたんですけれども、この一年あるいは二年の事案を見てまいりますと、必ずしもそうではないんじゃないかなと考えております。

つまり、上場企業といつても、新興上場企業の場合には、経営的に非常に厳しいというところも実はございます。そういったところは、銀行からなかなかそう簡単に資金繰りが得られるわけでもない。どこから資金を得たいというときによく使われる手が、第三者割当増資という形で、一番いいのがメインバンクにお願いをして、メインバンクに第三者割当で資金を入れるという形。あるいは最近であれば、デット・エクイティ・スワッ

プで、債務を株式に転換してもらうという形で支援をしてもらつて立ち直る、これがベストなんだろうと思ひますけれども、実態は、そうでない例も結構ございます。

実は、そういう例ではなくて、海外のよくわからないファンドがそこにお金を入れる。それも大量にお金を入れて、会社の財務が急激に立ち直る、そういうディスクロージャーが行われるわけですけれども、果たして実態はそうなのかと。会社のはうも、実態として、そういう資金を恐らく入れられるような内容にはなつてないという場合があり得るわけです。ただ、上場している、上場企業というステータスは何とか維持をしたい。投資集団のほうも、上場企業というものをうまく手に入れる、あるいは上場企業というもののステータスを使った資金調達手段をうまく使っていくことができるのであれば、これは非常に大きなうま

みになる。

例えば、第三者割当増資を、海外の投資ファンドにやってもらう。しかしながら、その資金は会社の何らかの返済に使われるとか、前向きの資金に使われるということではなくて、関係会社に貸し付けを行う。関係会社から社長個人に貸し付けが行われて、最終的にはその投資ファンドに返還されてしまうという形での、見せ金の架空増資という事案という可能性がある。かつ、そういう形で増資が行われますと、その直後においては、株価が上がりますので、その以前に仕込んでおいたものを売り抜ければ儲かるという事案です。そういったものが考えられるわけです。

例えば、七ページをごらんいただくと（文末資料七ページ参照）、これはアイ・シー・エフという既に東証マザーズで上場廃止になった案件で、私どもは偽計として告発をいたしました案件で

す。これは平成一六年から平成二〇年四月一日、これが東証マザーズの上場廃止日なんですけれども、この間の株価の変動といろんなイベントを並べてみたわけです。盛んにたくさんの会社を買収して子会社化を図っているんです。それからMSCBを何回か発行をしております。それから株式分割をやっている。そういう形で株価の上昇を図るということではないかと推定されるわけです。

私どもが把握できたのが、平成一六年一二月にございまずけれども、大阪第一企画の完全子会社化の公表というのがございます。これは大阪第一企画という債務超過の全く名もない会社じゃないかと思うんですけれども、アイ・シー・エフと大阪第一企画との株式交換で、交換比率をできるだけ大阪第一企画にアイ・シー・エフの株を持たせるような有利な交換比率につくりまして、アイ・

シー・エフの株が大阪第一企画に移転する、大阪第一企画というのは実質このグループが支配をしている会社ですので、その株を売るという形で利得を得る、そういう事案でございます。

私どもが実際に証拠を把握して立件ができたのは、この一つの事象だけであつたわけです。この会社自身はこれだけのさまざまなイベントを行ってきたということです。

私どもとしては、証券市場の問題というものを考えたときに、インサイダー、相場操縦、虚偽記載、それぞれのファクターごとの問題と、複合的なものを組み合わせることによる偽計という事案、こういうものがこれからさらに複雑化する、そういう手口が出てくるのではないかと思っております。今後については、先ほど申し上げたように、虚偽記載であるとかインサイダー事案というものについて、ある程度単純化されたものは、

迅速にやるためにも、できるだけ課徴金的手段に乗せていきたい。

極めて複合的で複雑で相当深度を持って調査をしないと明らかになってこないというものについては、犯則の手続に乗せて調査をしていく、そういう整理が必要かなと思っております。

(2) 情報の内容別受付状況

八ページです（文末資料八ページ参照）。私どもの調査とか検査の原点は、何といつても情報なんです。八ページは、「情報の内容別受付状況」という一覧表で、区分というのがございます。個別の銘柄等の損失保証・補てんとかインサイダー、虚偽記載、無届けの募集、相場操縦、風説の流布というのがございます。それぞれの案件について、一般の国民の皆さん方から寄せられた情報数が、ごらんだくような数字でございます。

す。

下には、業者等の営業姿勢等ということ、証券会社に対するさまざまな苦情というものもございませうけれども、苦情そのものは除きまして、あくまでも我々の調査、検査に役立てる情報として整理したものがこれでございます。

一九年六月までの昨事務年度で、全体合計で六五〇〇件ぐらいございます。ですから、年間六〇〇〇件から七〇〇〇件ぐらいの数のものが私どもに寄せられておりまして、私どもの市場分析審査課という課で分析をして、それを調査に役立てる。

これまで申し上げた個別の事案、インサイダーの事案、偽計、相場操縦のほとんどの事案は、この市場分析審査課の情報分析から割り出してきた、これがスタートになった事案と申し上げられると思います。

(3) 取引審査の実施状況

それから、次のページは（文末資料九ページ参照）、私どものもう一つの情報の割り出し方の手法といたしまして、取引審査というものをやっております。これは相場、株式市場における価格形成、これは相場操縦というものに着目をした株価の動向を見ながら分析をしていく。インサイダー取引といったものがこれでございます。

手法については、先ほど申し上げたような重要事実というものを押さえながら、さかのぼって株価の動きを見ていく。あるいは株価形成については、見せ玉とか株価の大きな変動とかを把握をしていきながら、意図的な株価の操縦の行為を割り出していく、こういうことをやっております。年間、これについては大体一〇〇〇件ぐらいの取引審査をやっております。

こういったサイドでやってくる案件、それから

先ほど申し上げたような一般から情報をいただく、それを分析していく。もう一つは、虚偽記載の案件でございまして、これは最近虚偽記載をした会社からも自発的な訂正が行われるようになってまいりましたので、情報収集というものについては、まず自発的訂正というものの中身を検証していく、あるいはさまざまなそれ以外の情報ソースからも割り出しをしていく、そういう努力をしております。

(4) 証券会社共同ネットワークの構築

次が一〇ページ（文末資料一〇ページ参照）。

証券界の中で非常に熱意をもって今御検討いただいているプロジェクトで、私ども非常にありがたいと思っているものがこれです。証券会社でさまざまな反社会的な勢力についてのデータベース、取引所外の取引の価格情報あるいは顧客情報につ

いて、さまざまな問題取引、そういったものをデータベース化していく、こういう動きを今御検討いただいている一方で、私ども既にコンプライアンスWANという、取引所と私どもとのインターネット化を図りまして、来年の一月から稼働していく準備に入っております。情報を集中してそのデータベースと各自のデータとを突き合わせながらチェックをして、さらに情報の精度を高めていく。こういう試みというのは、私どもとしては非常にありがたいと思っております、ぜひこういうことを関係の皆さん方に成功させていただきたいと思っております。

五、金融商品取引業者等検査の重点シフト

次に、少し話が変わりますが、検査といえます

か、業者の検査に關しての問題を申し上げたいと思います。

これはレジュメの5に（文末レジュメ一ページ参照）、「金融商品取引業者等検査の重点シフト」というのがございますけれども、私も金商法になりましてから一番大きな変化は、まず金商法の第一条に、今までは投資者保護を図るとというのが証券取引法の基本目的として明示されていたわけです。金商法になりましたから、もちろん投資家保護は引き続きそういう旗を掲げていくわけですが、けれども、その中で、さらに、ごらんいただくように、「資本市場の機能の十全な發揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り」という文言を加えたことが重要です。つまり、効率的な市場形成を図っていく、それに努めていく、市場の効率化に努めていくということがこの法律の目的に入っております。

それはどういうことかということを考えまして、私なりに解釈いたしますと、やはり市場の透明性です。効率的市場というのは透明性を高めていくということに尽きるのではないかと。市場というのは情報の格差がさまざまにございまして、情報の格差があることがインサイダー取引を生む原因なわけです。情報の格差がある間は、あるいは情報が公表されるまでは取引を禁止するというのがインサイダー取引の趣旨ですし、あるいは情報の格差があるがゆえに、相場操縦、市場の攪乱行為をやる、風説の流布をして、それで儲けることを禁ずるというのがこの法律の趣旨だろうと思っております。ですから、その透明性を高めていくのが、この法律、監視委員会の基本的な使命に位置づけられてくる。そういうことではないかなと思っております。

したがって、先ほどとも関連するんですけれど

も、私どものポリシーステートメントの中でも、市場の規律づけを高めていくということで、関係者の皆さん方とも、相連携しながら市場の透明性を高めていく。それが公正でもあり、かつ効率的でもあると思っています。

そういう市場自体の問題は問題として、この市場の情報の格差をそう簡単になくせるかというと、なくせるものではないと思います。そもそも市場というのは情報の格差がある人たちが集まった中で形成されているわけで、ただ、それが不正に利用されるということをいかに禁止するか、あるいは問題を排除するかというのが私どもの役割だと考えております。

さらに加えて、この金商法で、五一条あるいは五一条の二というのがつけ加わりました。この五一条というのは、「内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益

又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、……改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる」。五一条の二は、対象が登録金融機関でございます。

これをサラッと読むと、業務改善をするための根拠規定になっているわけですが、今まで証券取引法の場合には、法令違反、個別の各条文がございまして、行為規制が具体的に定められております。行為規制に違反するときに初めて行政処分の対象になってくるという構成になっておりましたが、金商法になりました、具体的な法令違反ではなくても、ここに書いてありますように、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは」ということで、重大な問題がある、例えば内部管理態勢に重大な問題があつて、これを見過ぐすと将来大きな法令違反になってくる、あるいは投資家に大きな損害を与える可能性がある

というときには、この対象にもなり得る、こういうことで、いわば現在金融機関の監督、検査について、銀行監督についてもルールベースとプリンシプルベースということがよくいわれております。私ども監視の中でも、個別のルールの問題と、五一条、五一条の二というのは、プリンシプルベースに立つ考え方で、どういう内部管理態勢あるいは経営管理態勢というものがあるべきか。あるいはガバナンスの態勢、コンプライアンスの態勢があるべきかということから、これを考えていくという規定が入ったということで、これは今回の金商法における新しい枠組みで、私どもの検査においても、これを今後の大きな重点項目として検査をしていくべき問題だろうと思っております。

むしろ、個々の法令違反を細かくチェックするというよりも、より基本的な内部管理態勢を正面

にとらえてチェックしていく、そういう態勢がこれからますます求められていくのではないかなと思っております。

その関連で申し上げますと、金商法の四〇条というのがございます。四〇条というのは、証券取引法の時代にもあった同じ規定がそのまま金商法の中にも書き込まれているということで、これ自体については大きな変化はないんですけれども、現在この位置づけが変わってきているといえますか、非常に重くなってきていると私ども考えております。

これは金商法の別の条文で禁止行為、こういうことをしちゃいかぬというのがいろいろ書いてあります。そういう禁止行為というものとこういう業務の運営の状況、態勢がこういうことが起きないような態勢でなければならぬ、そういう規定になっておりまして、これに違反すると、行政処

分も含めた対象になってくるわけです。

この第二号に、「業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取り扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他……内閣府令で定める状況にあること」と書いてあるんですが、これは要は、証券会社あるいは登録金融機関が業務を遂行していく中で、法人関係情報と呼ばれていますけれども、未公表の企業情報を適切に管理をしなければならない。一言でいえばそういうことなんです。

この内閣府令も、下につけさせていただきましてけれども、同じようなことが書いてあります。要は、そういう非公表の情報が会社の中に漏れ始めますと、どういう形で悪用されるかわからない。他のセクションがそれを使って、例えばインサイダー取引に走る、あるいはその情報を使って、お客に、情報を提供することによって相手側

にインセンティブを与えて、みずからの商品を勧めるとかささまざまな違反行為が生じてくる可能性がありますので、会社内におけるチャイニーズ・ウォールを厳格につくる必要がある。

これが最近非常に問題になってきております。最近の野村事件についても、その点についてどうかという議論が行われております。

一一ページをごらんいただきますと（文末資料一一ページ参照）、過去も幾つかそれに関連する事案を私ども検査いたしましたして、それで私どもの勧告、そして最終的に行政処分に至った案件がございます。

例えば、そういう法人関係情報に基づく問題をとらえますと、一番上のバンクAIG証券、これがそういう案件でございました。

真ん中より少し下なんですけれども、ウェル・フイールド証券、これも法人関係情報の管理不備

というところに問題がある。

証券会社ではないんですけれども、ジャパン・ホテル・アンド・リゾートという会社。これについては利益相反状況における資産運用会社の忠実義務違反ということで、行為規制違反をやったという事案です。

それから、下から二つ目、SBI・トレード証券、ここについても、法人関係情報に係る不正取引の防止上、不十分な状況であったという理由づけで法令違反であるということで行政処分のための勧告をした事例でございます。

これから私どもの重点も、そういった会社の中におけるチャイニーズ・ウォールがきちつと適正に運営されているか、あるいは適正な体制ができているかどうか。これは私どもの検査をやっている中でも、かなり重要な部分だと思っております。

規制緩和が進んでおりますので、銀行も、

例外的な証券業務を除くと相当の証券業務ができる。銀行の場合には、融資、バンキングという本業があるわけで、その中からさまざまな法人関係情報が入ってくるわけです。それが銀行全体あるいはフィナンシャルグループといいますが、コングロマリットの全体の中で、そういう情報のチャイニーズ・ウォールがきちつとできているかどうかというところも大きな論点になってくると思いますし、証券会社も、さまざまな業務が多様化、多角化してきているわけです。自己資金で売買をして投資をする。プリンシパルインベストメントという業務を大きな証券会社においてはなさっておられるわけですから、そういったところと、ブローカレッジあるいは企業金融、インベストメントバンキングという部門とのチャイニーズ・ウォールというものがきちつと態勢としてとられて

いるかどうか。これが証券会社、広い意味での金融商品取引業者、登録金融機関の今後の信認を確保していくための大きなポイントになってくるのではないかなと思っております、私どもも検査の観点でそういったところをよく見ていく必要があると思うっております。

六、市場のグローバル化が進む中で の外国監視当局との国際協力

最後に、市場のグローバル化の問題を若干申し上げます。

グローバル化が進んでまいりまして、今一番大きな変化は、海外の非居住者が国内のマーケットに直接アクセスをして、海外の投資家が東京マーケットで売り注文、買い注文で商いをするということが瞬時に行われる。そういうDMAとかアル

ゴリズム取引といった取引で行えるようになってきたわけです。ですから、海外のヘッジファンド、機関投資家からのアクセスのボリュームがどんどんふえてくるという事態にございます。

こうなつてまいりましたときに、私どもの一番の大きな問題は、仮に東京マーケットでインサイダー取引が行われたという事実を把握したときに、ところが、発注元が海外にいるという問題です。海外の投資家に対してどういう形での法令の執行を行うのかという点、これが一つの大きな問題になってまいります。

今エンフォースメントの穴がそのまま放置されることのない形で埋めるための方法は、海外の証券当局との国際調査協力以外にはございません。

私どもの情報交換はかなりデイリーにやっております。その中で過去成功例が三件ぐらいございます。一つは、シンガポールとの間での事例で、

シンガポールのソブリン・ウェルス・ファンドの一つでGICというのがございますけれども、そのトレーダーが日本で、東京マーケットでインサイダー取引の注文を入れていたという事案があったケース。御承知かと思いますが、三井住友銀行の優先株、グローバルイシューについて、事前に情報を知って、恐らくこれはロンドンから漏れたんじゃないかと思えます。ロンドンの場合は日本と少し慣行が違いますので、事前にそれが流れる。それをもろん悪用したほうが問題なわけで、GICのトレーダーがそれを悪用してインサイダー取引をやったという事案でございます。

そのインサイダー取引の情報については、私もが東京のサイドで情報を把握できましたので、それをシンガポール当局に投げまして、シンガポール当局が独自に調査をして、最終的に容疑事実を固めてくれて、課徴金処分という形で事案処

理ができたという案件でございます。

この問題は幾つかの重要なポイントがございます。情報交換がスムーズにいくかどうかという問題、これがまず第一にございます。情報交換ができて、外国当局が積極的にこれを調査するという態勢がないと、実際には調査の実をなかなか結んでこないというわけです。我々が向こうに幾ら情報を投げて、それ以上情報を把握して、最終的に我々が結論を出すというところまでは現状では不可能。あくまで向こうの当局の調査のさらなる続行を期待する以外にはない。

もう一つの問題は、シンガポールから見ますと、東京市場という海外のマーケットでインサイダーを犯している案件でございまして、日本法には、違反行為を犯しているわけですけれども、シンガポールの法律に違反行為を犯しているわけではないんですね。そういう場合であっても、何ら

かの処罰ができるという態勢が整っておりませんと、向こうとしては調査をして、最終的にクロダと判断できても、それに対する処分がなかなかできないという問題がございます。

シンガポールの場合には、自国法だけではなく、世界じゅうのどの法律に違反しても課徴金を科すことができるという規定になっておりますので、その規定を使って課徴金を科した、こういう事例でございます。

それから、ほかに二件ございまして、イギリスのUKFSAとの情報交換でも、その成功例がございます。これはロンドンにおけるヘッジファンドのファンドマネージャーが東京でインサイダーをやった、こういう事案です。この件については、たまたまロンドンのマーケットと日本のマーケットでその株式銘柄が重複上場しているという事案でございましたので、イギリスにおいてもイ

ンサイダー取引をやったということで課徴金を科したという事例でございます。

香港の事例の場合には、実は香港の法律では、必ずしもシンガポールのような制度にはなっておりませんが、日本の法律違反で直ちに課徴金を科すということはできなかったわけです。ただ、コード・オブ・コンダクト、すなわち、業者のフィット・アンド・プロパーに違反するということで業務停止という処分ができた。

今後我々も海外との協力関係をより密にしているためには、そういった制度の整備も非常に必要になってくる。特に、日本の証券取引法もそうですし、現在の金融商品取引法も、今後まだまだ考える余地があろうかなと個人的に思っておりますのは、どうしても行政処分の考え方が、業者ないし法人に対する処分という考え方が濃厚なんです。銀行法とかほかの法律から比べると、はる

かに個人の処分、証券外務員に対する処分という形でできるような規定にはなっておりまされども、個人に対する処分、証券業務に携わる人が信用失墜を犯す行為をしてしまったときのものが必ずしも十分整備されていない。アメリカとかイギリスに比べると、まだまだ日本のマーケットの成熟度からそういうことになるのかもしれないけれども、そのあたりがこれからの国際協力を相互主義的にやっていくことを考えますと、一つの課題かなと思っております。

大分長くなりましたけれども、以上で終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

高橋理事長 どうもありがとうございます。

監視委員会が今後どういうところに重点を置いて活動していくかという点について、大変わかり

やすい御説明をいただいたと思います。ちょっと時間をいただいておりますので、御質問なり御意見のおありの方は御発言をぜひお願いしたいと思います。こういう機会ですから、御遠慮なく御発言いただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、初めに、私がつなぎに伺いたいんですが、競争力強化プランの中でレギュレーターの役割について、四本柱の一つとして、ベターレギュレーションがうたわれています。さつき証券業者規制の中でプリンシプルベースという考え方をとおっしゃいましたが、全体として監視委員会としてベターレギュレーションに関連して何か検討されている、あるいは方針として考えておられる点があるのかどうか、お伺いしたい。

内藤 ベターレギュレーションという観点で、いろいろあるんですけれども、いろいろ申し上げて

も切りがないという点もあります。

先ほど、私どもが昨年九月に出したポリシーステートメント、基本的な考え方、その中で市場規律の強化のための働きかけということを申し上げました。私どもと金融庁、特に企画立案当局とか自主規制機関、取引所とか日本証券業協会とかそういう関係の機関との連携、あるいは証券会社が私どもの検査の対象だとかそういうことではなくて、むしろ市場のゲートキーパーとしての役割を担っていただくという意味での連携の強化が非常に重要だと思っております。それがベターレギュレーションの今後の中身になってくる重要な部分じゃないかなと思っています。

特にその観点で具体的に申し上げますと、一般検査ということで、通常ローテーションで回していく検査があります。従来これを中心にやっております、何か特別な情報を持っているときに、

その情報をチェックしていくという特別検査をやっていた。この二つでやってきたんですけれども、昨年の七月、この事務年度から、テーマ別の検査を始めています。

これのヒントになったのがアメリカのSECの検査なんです。SECの検査というのは、通常の検査はかなりの程度を証券取引所とか自主規制機関に委任をする格好になっていまして、問題があるときだけSECがそれをヒアリングして重点的に検査に入る。むしろテーマ別の検査を中心にやる。テーマ別の検査というのは、例えば何か市場で問題があつて、それは必ずしも個社の特定の問題ではない、かなり横断的な問題の広がりがあるときには、そういった形で、横ぐし的に一斉検査、すべてが一斉というわけじゃない、文字どおりの一斉じゃないんですけれども、かなり集中して短期間に検査をやっていく。その中で問題を明

らかにしていくという検査が重要かなど。特に市場の変化は非常に早いものですから、市場の変化あるいは情報がどんどん古くなると何年もたつて検査に行ってもその情報はかき消されているとか保存されてないという問題もありますので、問題がかなり問題化していることであれば、早い段階で行く、それも横断的に行くという検査を始めたのです。

最近、その観点で検査をやっておりますのは、FX業者への検査です。外為証拠金取引業者に対する検査、これは御承知のとおり、幾つか破綻も出たり、区別管理が十分できていないとか、非常に大儲けした人もいる一方で、大損して会社もつぶれてしまったという形で、経営上適正な管理ができてないという問題も出ております。

昨年からこれについては、特別検査、テーマ別検査という観点で相当数の検査をやっております

す。現在も続行しております。これも一つの事例で、この状況を横ぐし的に見て、今のFX取引のどこに問題があるのかということの共通項的なものと個別の業者の個別的な問題を少し整理をしながら、じゃ、今後どうあるべきなのかという検討の中に生かしていきたいと思っております。そういう目的のための検査がこれからいよいよ必要になり、それがベターレギュレーションにつながっていくべきものの一つの具体例かなと思います。

高橋理事長 どうもありがとうございます。
質問者 今日は興味のある話をお聞かせいただき、どうもありがとうございます。

ちよつと話がずれるかもしれないので、恐縮なんですけれども、たしか五月二一日にフィナンシャルタイムズに、ムーディーズがコーディングエラーをやったとかいう記事があり、格付けをや

り直すと、四分の一位に下がると出ておりました。

今回のサブプライム問題でかなり剥落したという面もありますけれども、格付け機関の格付けは、むしろインサイダー規制とか何かに直接的に関係があれば出てきますが、格付け機関に対する適正な格付け方法に関する外国当局間との話し合い、あるいはそのことについての監視委員会として何か問題意識をお持ちなのか、そのあたりについて、もしお差し支えなければ……。

内藤 格付けの問題は、特にサブプライムローン問題に端を発しまして、欧米では大きな問題になっております。日本で今直接的に問題が何か起きているとは思っていませんけれども、今後日本のマーケットでも問題が出てくる可能性がある、そういう論点だろうなと思っています。

この問題については、現在IOSCO、国際機

関ですね、そういう国際的な証券監視当局の集まりの中でも議論されていまして、格付け機関について規制を加えていくかどうか。これはいろんな議論が実はございます。

現在アメリカの基本的な立場は、格付けそのものについて当局が監視していくのは、それぞれの自由な意見の表明という立場がもう一方でありまして、これについてどうあるべきか、これをチェックしていくのは非常に難しだろう。ただ、アメリカは昨年、格付け機関に対する規制が制度化されていまして、少なくとも格付け機関の中立性が確保されるような形で運営がされなければならないということ、格付け機関というのは発行会社からお金をもらって格付けをして、その格付けがよければ発行会社は安い金利で発行ができるということですから、一種の利益相反行為のただ中にあるような業務になるわけです。ですから、

その中での中立性、独立性というものが確保されるのかどうかというものについては、行為規制がかぶってしまって、SECはそれに対する検査権限があるという形になっています。

アメリカの場合、今恐らくSECがやっていますのはそういう観点からの検査だろうと思います。そういう形での国際的な一つの考え方というものも少し整理できるのかどうか。さらに、もう少し強化しようという意見も、ヨーロッパの国には実はありまして、その辺の議論でまだ十分に整理されていないという段階です。日本の場合には、証券化商品で、格付けというものの位置づけがややおかしいんじゃないかという声も私も聞こえますけれども、これからそれぞれの問題について、私どもとしては具体的な事例について関心を払いながら、そういう中立性といったことについては、これは今後重要な論点としてやはり検討され

ていくべきものだろうなと思っています。

高橋理事長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

質問者 先ほどからのお話で、何回か出ていました、ちよつと触れられたんですが、最近の野村のインサイダーの事件、あの事件を契機に全証券会社に通知が出ています。あの事件自体はどうしようもない事件だと思うんですけども、一方、あいう従業員を雇っている側にもし自分がいたとしたら、一証券会社が事前にチェックするといっても、それがどこまで可能なのか。また、それについて新聞紙上なんかでは結構すごいことが書いてあるので、非常に心配になりました、局長にお聞きするのも怖いんですけども、どれくらいのスタンスをお持ちなのか、一ブローカーに対して。その辺のところを少しお聞かせ願えると参考になると思うんですが。

内藤 日本の社会というのは、何か事件が起きな

いとなかなか変わらないという面もあるんですけども、起きたら、起きた途端に今度は振り子が行き過ぎて過剰反応してしまうという問題もあります。

野村の今回の事案がどうかというのはちょっとまだこれからの問題で、今の段階では確たることは申し上げられませんが、私も監視委員会としては、あの事件は犯則事件としてこれまでフォローしてきて、最終的に説明ができた、告発に至ったという事案だという認識です。

今後、金融庁の監督サイドで、管理態勢をどう見ていくのかということ。もっと一般的な証券会社における内部の管理態勢あるいは先ほど申し上げたチャイニーズ・ウォール、法人関係情報の管理態勢、そういったもの。あるいは社員それぞれについての取引の規制といますか、そういった

ものをどう考えていくか。

これはむしろ証券界全体にも考えていただければと思いますけれども、今回インサイダー事件、野村事件だけじゃなくて、NHKの事件などを見ていまして、プロフェッショナルとしての意識、プロ意識がどうも欠如している、薄いんじゃないかなということのあらわれが、こういう事件につながっているのではないかと思うんですね。

報道関係者であれば、取材して得られた情報、それを使ってみずからの利益のためにインサイダーをやる。さまざまな理由があるんですけども、結局その意識が非常に乏しい。

それから、野村事案についても、企業情報部というところにいる人は相当の意識を持って仕事をしていた必要があるわけですけども、それがそうではなかった。安易にその情報を悪用したわけです。

これは幾らルールをつくっても、あるいは社内管理態勢を強化しても切りのない問題になりかねないわけです。ですから、そこはそれぞれの社員、個々人、我々も含めてなんですけれども、市場に関係する関係者が、それぞれのプロ意識を持って、職業倫理を持って、これをやると、みずからの組織の信認ももちろんですけれども、みずからの人生も失いかねない大きな問題に発展するわけですから、そこを戒めていくといいますか、そういうことをいろんな形で働きかけていく。研修を通じてもそうですし。必ずしもルールとか管理態勢ということだけでは無理だろうと思います。であればこそ、むしろそういう意識の強化といえますか、それをどうやって図ればいいかというところが大きなポイントになってくるんじゃないかと思っています。その点はぜひ関係の皆さん方に御検討いただきたいと思います。

高橋理事長　ありがとうございます。

ほかに。

質問者　先日、日本経済新聞のトップ記事で、時価評価の提供体制に著しく不備があつて、初めて金商法代五一条で、「公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは……改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ」というのが真剣に検討されていると。観測記事だと思えますけれども、その観点で、話せる範囲で、今後監視委員会がこの五一条をどういうふうに積極的に使っていくのか、それとも限定的にいうか、そういった方向性がもしあればぜひお話しただければと思います。

内藤　五一条、五一条の二という条文ですけれども、私どもはプリンシプルベースに基づきながらこれから運用していくべき重要な条文だと思っております。

ベターレギュレーションという観点からいっても、今まで私ども御批判を受けた点もあるんですけども、余りに細かいルールの違反というテクニカルなものにこだわりの過ぎた、そういう検査よりも、より社内の態勢というものに視点を置いた検査をすべきだというお話もございまして、私どもそういった形で重点をそちらのほうに移していかなきやいかぬなと思っております。

ただ、この問題は、条文にもこれしか書いてありませんで、じゃ、具体的に内部管理態勢あるいはコンプライアンス態勢がどの程度であれば合格で、どの程度あれば本当にだめなのかということころは、実は明確に見えてはいるわけではありません。あるいはまた会社の規模、業務の内容というものによってかなり違ってくる。それに我々が弾力的に対応しながら、その状況判断を的確にしていかなきやいかぬという問題だろうと思います。

恐らくこの問題については、検査官が証券会社に伺って検査をする中で、かなりいろんな議論をしていかなきやいかぬし、我々もそういう議論をしなきやいかぬ。あるいは皆さんの御意見を聞かなきやいかぬということだろうと思います。

時間にもちろん限りがありますので、いつまでも議論をしていけばいいというわけにはいきませんけれども、議論する中で、明らかに、これは態勢に欠陥があるということであれば、我々は勧告せざるを得ないとなるかもしれません。意見が完全にバラバラで、全く結論の出ようはずがないということでは、恐らくはないだろうと思うんです。

やはりある程度誠実に業務を遂行していくという前提で、社内の管理態勢を考えていく場合には、こういうふうになくともあるべきであるというミニマムスタンダードといえますか、あるいは

はもう少し高いところだとグッド・プラクティス、最高のところでベストプラクティス、そういうさまざまな段階がありますけれども、その中でどうあるべきかという議論を私どもも勉強しながらさせていただくことになろうかと、またそういう観点を検査の中に盛り込んでいかなきゃいかぬなと思っております。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、時間も過ぎていきますので、今日の講演会はここで終了したいと思います。大変お忙しい中、率直でかつ参考になるような御説明をいただいて、ありがとうございます。

内藤 どうもありがとうございました。（拍手）

（ないとう じゅんいち・金融庁総務企画局長）
前証券取引等監視委員会事務局長）

（本稿は、平成二〇年六月四日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

内 藤 純 一 氏

略 歴

経済学博士。75年東京大学卒業後、大蔵省入省。銀行局銀行課長、

金融企画局企画課長など歴任後、01年名古屋大学教授として出向。

03年財務省大臣官房審議官（経済政策・分析担当）、

05年米国プリンストン大学客員講師。

06年7月証券取引等監視委員会事務局長。

08年7月より金融庁総務企画局長。

レジュメ

「金融商品取引法下の証券取引等監視委員会の活動」

証券取引等監視委員会
事務局長 内藤純一

1. 監視委活動の多様化、多角化
2. インサイダー取引事件及び開示にかかる虚偽記載事件の最近の傾向
3. 市場における不公正取引をどう見るか
一点から線、線から面へのアプローチの進化
4. 調査、検査の原点
5. 金融商品取引業者等検査の重点シフト

一金商法第1条「資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、」

一金商法第51条「内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、・・・改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」

一金商法第51条の2「内閣総理大臣は、登録金融機関の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、・・・改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」

一金商法第40条「金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 略

二 ……業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取り扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生じるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。」

内閣府令第123条第5号「その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価

証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」

6. 市場のグローバル化が進むなかでの外国監視当局との国際協力

7. 監視委の目指すべきもの

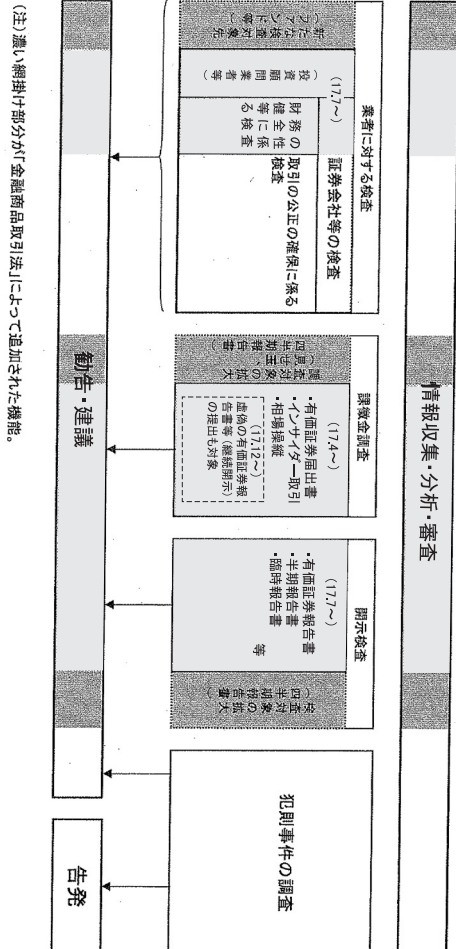
以上

資 料

平成20年6月

証券取引等監視委員会

証券監視委の機能強化



平成 19 年 9 月 5 日

証券取引等監視委員会

公正な市場の確立に向けて
～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、2つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- ▶ 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていきます。

(2) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

(3) 金融商品取引法制の適切な運用

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- ▶ 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

(4) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

(5) グローバル化への対応

- ▶ 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

～市場参加者の皆さんへ～

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものとしていきましょう。

金融商品取引法下の証券取引等監視委員会の活動

平成20年5月30日

近年の内部者取引に係る勧告・告発の概要(抜粋)

1. 課徴金納付命令に係る勧告(内部者取引)

勧告 時期	勧告日	課徴金納付 命令対象者	違反行為 及び適用条文	銘柄名	違反行為の経緯	課徴金額	課徴金納付命令日
1	平成20年1月25日	公開買付者の契約締結先である宝印刷社社員からの第一次情報受領者	内部者取引 (金融商品取引法第175条第2項)	テクノエイト ほか9社	オーツ・キーストラジック・インベストメント ㈱ほか9社が公開買付けることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	167万円	平成20年2月14日
2	平成20年1月25日	公開買付者の契約締結先である宝印刷社社員からの第一次情報受領者	内部者取引 (金融商品取引法第175条第2項)	天辻鋼球製作所 ほか2社	日本精工㈱ほか2社が公開買付けることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	76万円	平成20年2月14日
3	平成20年2月29日	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	カッパ・クリエイト (東証1部) ゼンショー (東証1部)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に關して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	26万円	平成20年3月19日
4	平成20年2月29日	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	カッパ・クリエイト (東証1部)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に關して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	17万円	平成20年3月19日
5	平成20年2月29日	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	カッパ・クリエイト (東証1部)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に關して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	6万円	平成20年3月19日
6	平成20年3月18日	新日本監査法人職員 (売付けの契約締結先職員 会合参加者)	内部者取引 (金融商品取引法第175条第1項)	マーベラスエンター テイメント (東証2部)	重要事実(経営利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、マーベラスエンターテイメントとの間の契約の履行に關して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	134万円	平成20年4月9日

2. 告発事件(内部者取引事案)

(関係条文、原書書きは、犯則行為時点のもの。)

事件	告発年月日	嫌疑者	関係条文	事件の概要	判決
1	平成18年7月25日	新聞社社員	証券取引法 第166条第3項等 (内部者取引)	(株)西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。	平成18年12月25日(東京地裁) 新聞社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円(確定)
2	平成19年6月7日	印刷会社社員、 印刷会社社員の 親族(8名)	証券取引法 第166条第1項等 (内部者取引)	(株)伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。	平成20年1月23日(秋田地裁) 印刷会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族B 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族C 懲役2年(執行猶予4年) 罰金300万円 +追徴金 +12銘柄の取引について、全員から 約7億1,029万円 +3銘柄の取引について、印刷会社 社員及び親族Aから約9,988万円 +3銘柄の取引について、印刷会社 社員、親族A、B、Cから約1億3,483 万円 (いずれも確定)
3	平成20年3月14日	印刷会社社員ら	証券取引法 第167条第1項等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーションほか4社が株式公開買付を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。	公平係属中(札幌地裁)
4	平成20年5月30日	証券会社社員 会社員等	証券取引法 第166条第1項等 (内部者取引)	三光純業(株)他3社が株式交換等を行うこと(重要事実等)を知り、公表前に同社株券を買付けた。	——

近年の開示書類の虚偽記載に係る催告の概要(抜粋)

催告日	課徴金納付命令対象者	違反行為	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
平成18年12月6日	TTG (ジャスダック)	有価証券届出書等 虚偽記載	売上原価の付替え等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させ、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出。	1億 3133万円	平成18年12月27日
平成18年12月18日	日興コーポラルグループ (東証・大証・名証1部)	発行登録追補書類 虚偽記載	子会社が実質的に支配しており、本来連結対象とすべき会社を非連結にする等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	5億円	平成19年1月5日
平成19年7月18日	真日カーブ・インテリジェ (東証1部)	有価証券報告書等 虚偽記載	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。	600万円	平成19年8月7日
平成19年11月20日	日特建設 (東証1部)	有価証券報告書等 虚偽記載	有形固定資産等の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。	349万 9999円	平成19年12月5日
平成19年12月25日	三洋電機 (東証・大証1部)	半期報告書 虚偽記載	関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出。	830万円	平成20年1月18日
平成20年2月1日	アスキー・コミュニケーションズ (大証・エラクス)	有価証券届出書 有価証券報告書等 虚偽記載	売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を根拠情報とする等の有価証券届出書に基づき募集により有価証券を取得させた。	1957万円	平成20年2月21日
平成20年3月14日	丸善 (東証1部)	有価証券報告書等 虚偽記載	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。	165万 9999円	平成20年4月3日
平成20年4月15日	ミサフホーム九州 (福岡)	有価証券報告書等 虚偽記載	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出。	199万 9999円	平成20年5月9日

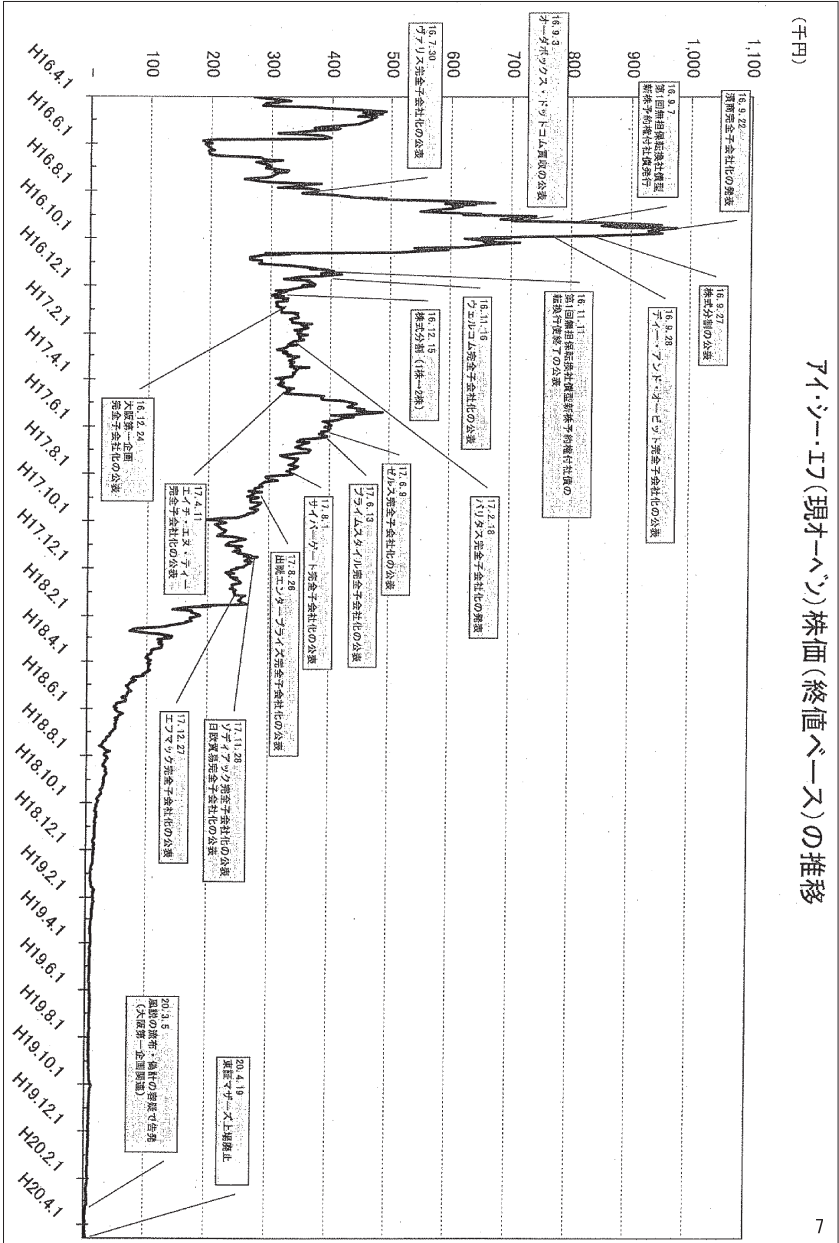
金融商品取引法下の証券取引等監視委員会の活動

平成19事務年度 告発状況

(平成20年6月30日現在)

告発日	事件名	事件の概要	公判状況
平成19年10月15日	オーエー・システム・プラザ事件 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (犯罪嫌疑者) 会社役員等 ジャック・ウエル	公判係属中(大阪地裁)
平成19年10月30日	大盛工業事件 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (犯罪嫌疑者) 会社役員 東証2部上場	公判係属中(東京地裁)
平成19年11月1日	南野建設 (現: A・C&H・インクス) 事件 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (犯罪嫌疑者) 株式投資アドバイザー等 ジャック・ウエル	20.3.21(大阪地裁) 会社役員A 懲役2年 (執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 (確定) 株式投資アドバイザー 会社役員B 公判係属中(大阪地裁)
平成19年11月29日	オー・エイチ・ティー事件 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (犯罪嫌疑者) 会社役員等 東証マザーズ上場	公判係属中(さいたま地裁)
平成20年3月4日	ケイエス冷凍食品事件 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公称価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (犯罪嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員 名証2部上場	公判係属中(名古屋地裁)
平成20年3月5日	アイ・シー・エフ (現: オーベン) 事件 (偽計)	㈱アイ・シー・エフ(現: ㈱オーベン)の株券の取引のため、会社役員1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (犯罪嫌疑者) 当該会社 会社役員等 平成20年4月19日東証マザーズ上場廃止	公判係属中(大阪地裁)
平成20年3月14日	ド・カゴ・レション他4銘柄事件 (内部者取引)	㈱ド・カゴ・レション他4社が株式公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (犯罪嫌疑者) 印刷会社社員	20.3.25(札幌地裁) 印刷会社社員B 罰金50万円 (確定) 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役2年6月 (執行猶予3年) 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円
平成20年5月30日	三光純薬他3銘柄事件 (内部者取引)	三光純薬(株)他3社が株式交換等を行うこと(重要事実等)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (犯罪嫌疑者) 証券会社社員 会社役員等	

アイ・シー・エフ(現オーベン)株面(終値ベース)の推移



金融商品取引法下の証券取引等監視委員会の活動

情報の内容別受付状況（平成20年3月末現在）

（単位：件）

区 分	事 務 年 度					最近の受付状況							
	14/7	15/7	16/7	17/7	18/7	19/10	19/11	19/12	20/1	20/2	20/3	19/7 ～ 20/3	
	～ 15/6	～ 16/6	～ 17/6	～ 18/6	～ 19/6								
[個別銘柄等]													
a. 損失保証・補てん	13	18	9	10	4	0	2	1	0	0	0	5	
b. インサイダー取引	271	282	510	527	471	48	41	21	56	72	71	418	
c-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	73	67	142	290	217	17	15	10	13	8	9	141	
c-2. 無届募集	29	34	24	69	15	5	1	3	3	3	3	20	
d. 相場操縦	759	680	1,435	2,705	2,678	151	188	121	107	188	163	1,714	
e-1. 風説の流布	576	787	1,029	1,614	1,124	55	99	66	56	85	69	770	
e-2. その他	127	147	190	175	512	62	104	42	39	82	51	504	
(小 計)	1,848	2,015	3,339	5,390	5,021	338	450	264	274	438	366	3,572	
[業者等の営業姿勢等]													
f. 断定的判断を提供した勧誘	30	27	19	28	14	0	2	2	0	1	2	8	
g. 取引一任勘定取引の受託	15	22	40	27	16	3	0	0	0	0	0	7	
h. 大量推奨販売	6	3	2	2	2	0	0	0	0	1	2	3	
i. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	29	31	28	18	8	2	1	0	0	0	2	5	
j. 無断売買	88	66	63	97	40	2	5	4	2	1	6	35	
k. その他	405	506	468	1,124	997	74	81	58	50	58	69	605	
k-1. 吞行為	3	10	3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	
k-2. 法定帳簿に関する不正	0	4	5	7	9	0	0	1	0	0	1	5	
k-3. 役職員の手張り	7	5	17	5	7	0	2	0	0	4	2	10	
k-4. その他法令違反	104	74	61	100	130	16	23	25	18	15	28	168	
k-5. 自主ルール違反	28	28	54	66	334	3	6	5	5	10	6	63	
k-6. その他営業姿勢に関するもの	263	385	328	946	517	55	50	27	27	29	32	359	
(小 計)	573	655	620	1,296	1,077	81	89	64	52	61	81	663	
[その他]													
l. 委員会に対する意見等	51	49	72	65	52	3	2	1	1	3	5	21	
m. 証券行政・政策に対する意見等	95	43	58	135	38	4	1	5	3	2	1	29	
n. その他	489	455	580	640	297	24	32	25	25	22	22	228	
(小 計)	635	547	710	840	387	31	35	31	29	27	28	278	
合 計	3,056	3,217	4,669	7,526	6,485	450	574	359	355	526	475	4,513	

（注）平成17年4月1日より、向い吞み及び吞行為の禁止規定は廃止されている。

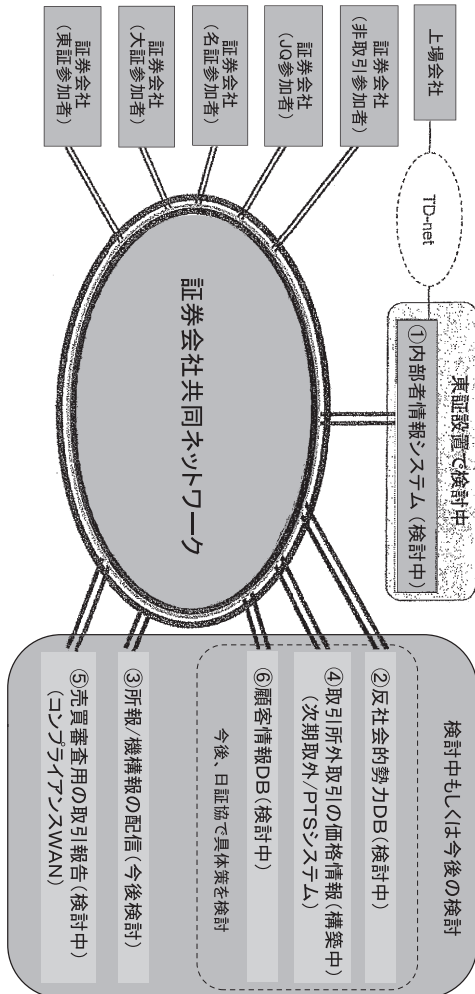
取引審査の実施状況(平成20年3月末現在)

	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月	18年7月 ～ 19年6月	19年7月 ～ 20年3月
価 格 形 成	154	153	169	141	80
内 部 者 取 引	500	506	693	884	657
そ の 他	33	15	13	14	3
合 計	687	674	875	1039	740
(証券監視委)	382	367	555	631	417
(財務局等)	305	307	320	408	323

(単位:件)

証券会社共同ネットワーク構築について

- ・全ての証券会社に参加する専用線による共同ネットワークを新たに構築し、下記の情報系サービスをワンストップにて提供する。
- ・今後、日証協で提供する新たなサービスも共同ネットワークを利用する。



証券レビュー 第48巻第7号

平成19検査事務年度の勧告状況

[凡例]

◎ 会社勧告及び個人勧告

○ 会社勧告

● 個人勧告

(平成20年4月30日現在)

区分	被検査法人	報告日	報告内容	組数	勧告の原因となった法令違反行為
委員会	バンクA証券	19.7.19	◎	2	-法人関係情報に基づく有価証券の売買
関東	丸国証券	19.9.14	●	1	-証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買を行う行為
東海	丸八証券	19.9.28	◎	4	-取引一任勘定取引の契約を締結する行為 -取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を偽造させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為
近畿	フェニックス証券	19.10.18	◎	1	-契約契約等の締結の要請をしない一般顧客に対し、電話をかけて、契約契約等の締結を勧誘する行為
関東	ばんせい証券	19.10.17	●	1	-取引一任勘定取引の契約を締結する行為
委員会	みずほ証券	19.10.10	◎	2	-取組行から非公開情報を受領する行為及び取組行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為
委員会	ムーンライキキャピタル	19.11.16	○	0	-投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用を行う行為
委員会	日本証券金融	19.11.27	○	0	-品質入札における公正な競争について
委員会	パークレイズ・キャピタル証券	19.11.30	●	1	-外務員の職務に関する著しく不適当な行為(警告禁止措置に係る禁止行為を先んずることを意図した取引の着手)
福岡	スターアセット証券	19.12.3	●	1	-金融商品取引業者の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買を行う行為
東海	ユニバーサル・インベストメント	19.12.7	○	0	-不適切な区分管理の状況 -自己資本規制比率が120%を下回る状況 -純財政負債が最低純財政負債を下回る状況
委員会	名古屋証券取引所	19.12.19	○	0	-上場審査業務に係る不備 -新年度決算発表後の改善措置の実施状況等に係る不備
関東	證券キャピタル	19.12.18	○	2	-顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況 -自己資本規制比率の虚偽の届出等
関東	新日本通商	19.12.18	○	0	-電子情報処理組織の管理が不十分な状況等
委員会	ウェル・フィールド証券	20.2.15	◎	2	-法人関係情報の管理不備
委員会	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	20.2.20	○	0	-投資法人が、資産運用会社の利害関係人が本来負担すべきであった費用を負担している状況
委員会	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート	20.2.19	○	0	-利益相反状況における資産運用会社の利害関係回避
関東	ニッセイトレード	20.3.14	○	0	-財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況 -実財産が最低純財産額に満たない状況 -自己資本規制比率が100%を下回る状況 -不適切な区分管理等の状況
東海	安都証券	20.4.25	○	0	-インターネット取引に係る本人確認の不備
東海	ジェイ・エス・エス	20.4.25	◎	1	-金融商品取引業に關し、不正又は著しく不適当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
委員会	SRIイーリート証券	20.5.13	○	0	-顧客の有価証券の売買等に関する管理が法人関係情報に係る不正取引の防止上十分でない状況
委員会	ユナイテッドワールド証券	20.5.13	○	0	-システムリスク管理関係の不備 -分別管理に係る顧客分別虚偽証拠が不足している状況 -取引の相手方が取引の委託人等になりすぎている疑いがある場合における顧客等の本人確認の未済
合計				18	

	19年度(5月30日現在)	18年度分
委員会	11	13
財務局	11	15
合計	22	29

証券取引等監視委員会の告発・勧告等の推移

区 分	事務年度	H4～10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
犯則事件の告発 (件)		24	7	5	7	10	10	11	11	13	8
勧 告 (件)		117	37	34	26	30	26	17	39	43	51
証券会社等に対する処分 に関する勧告		117	37	34	26	30	26	17	29	28	22
課徴金納付命令に関する 勧告		-	-	-	-	-	-	-	9	14	29
訂正報告事等の提出命 令に関する勧告		-	-	-	-	-	-	-	1	1	0
建 議 (件)		2	2	0	0	2	1	0	5	3	0

- (注)
1. 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。
 2. 19事務年度は5月30日現在。